

こ青第336号  
令和2年5月7日

関係小学校長様

こども青少年局企画部青少年課  
放課後事業担当課長

令和2年5月11日からの臨時休業期間の延長に伴う  
児童いきいき放課後事業の対応について（通知）

令和2年4月7日（火）、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、大阪府に緊急事態宣言が発出され、4月8日（水）から5月10日（金）まで、大阪市立全学校園について、臨時休業を実施しているところです。

このたび、政府が「緊急事態宣言」の延長を行ったことを受け、5月31日（日）まで、大阪市立学校園について、登校日を設けながら、臨時休業期間を延長することとなりました。

これをうけて、児童いきいき放課後事業の取り扱いについて、次のとおりとします。

つきましては、関係小学校においては、内容をご確認の上、児童いきいき放課後事業と学校との連携対応にむけて、ご協力いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### ○児童いきいき放課後事業の対応について

令和2年5月11日（月）～5月31日（日）（うち平日15日間）

上記の期間について、引き続き、いきいきも通常の活動は休止となります。各小学校において平日に受け入れを行う児童については、原則14時30分以降の時間でいきいき活動において受け入れを行います。なお、受け入れは最長18時00分を原則とします。

今回新たに設定される学校登校日につきましても原則上記対応とします。